

# 令和7年度 会津若松地方広域市町村圏整備組合

## 会計年度任用職員（労務補助員） 募集要項

### <令和8年2月1日付け採用>

会計年度任用職員は、一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内を任期として任用される非常勤職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和8年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は4回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは再度の任用はありません。

以下の募集内容をご確認の上、ご応募ください。

#### ●申込受付期間

令和8年1月14日（水）～令和8年1月22日（木）

#### ●面接試験日

令和8年1月26日（月） 11：00～

#### お問い合わせ

会津若松地方広域市町村圏整備組合  
事務局総務課総務係（会津若松消防署3階）  
〒965-0037 会津若松市中央三丁目10番12号  
TEL 0242（24）6311 <https://www.aizu.kouiki.jp/>

## 1 募集職種・勤務時間等

勤務場所	沼平第3最終処分場 (〒969-3302 耶麻郡磐梯町大字更科字沼平 1442-12)
主な職務内容	施設全体（汚水処理施設を含む。）の維持管理補助作業
採用予定人数	1名
勤務日	月曜日から金曜日までの週5日 ※祝祭日、年末年始は休日となります。
勤務時間	8：30～17：15 ※1日あたり7時間45分勤務（休憩時間 正午～13：00）
任期	令和8年2月1日から令和8年3月31日まで

## 2 応募資格

以下の(1)～(3)の全ての要件を満たす方とします。

※年齢に関する条件はありません。

(1) 次のいずれかに該当する方

- ① 日本国籍を有する方
- ② 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する方
- ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない方

- ① 拘禁刑（令和7年5月31日以前は禁錮）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ② 会津若松地方広域市町村圏整備組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

(3) 次の資格をお持ちの方

普通自動車運転免許

### **3 申込方法**

「受験申込書」に必要事項を記入し、令和8年1月14日(水)～1月22日(木)までの期間に事務局総務課に提出してください。郵送の場合も1月22日(木)必着とします。

(事務局総務課：〒965-0037 会津若松市中央三丁目10番12号)

※「受験申込書」はこの要項の最後にあります。

### **4 選考方法・面接試験日・面接会場・結果の連絡**

書類(受験申込書)及び面接試験により選考します。

面接試験日時	面接会場	結果の連絡
令和8年 1月26日(月) 11:00～	沼平第3最終処分場 ※耶麻郡磐梯町大字更科 字沼平1442-12	面接後3日以内に、受験者全員に合否を連絡します。

### **5 待遇等**

#### (1) 給与等

① 給料月額 199,400円(予定)

※人事院勧告等により改定が行われる場合があります。

② 通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当等が、それぞれ支給条件に応じて支給されます。

勤務した日が18日以上ある月が引き続き6月を超え、それ以降も引き続き勤務する場合は、退職手当の支給対象となります。

③ 任期中の昇給はありません。

#### (2) 休暇等

① 有給休暇：年次有給休暇(任用期間に応じて付与)、忌引休暇、夏季休暇等

② 無給休暇：子育て・家族看護休暇、介護休暇、病気休暇(一部有給)等

#### (3) 服務・福利厚生等

① 地方公務員法の適用

信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事(兼業)については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。

② 社会保険等

厚生年金保険・健康保険（地方公務員共済）、雇用保険の適用があります。

※退職手当の対象となった場合、雇用保険の資格は喪失します。

③ 災害補償

労働者災害補償保険制度の適用があります。

④ その他

人事評価により勤務成績を評価します。評価結果は再度選考時の能力実証の参考資料としても活用します。

(4) 再度の任用について

勤務成績が良好な場合に限り、再度任用する場合がありますが、任期が自動的に更新されることはありません。また、再度の任用は4回が限度となります。

## **6 その他**

会計年度任用職員として採用されても、当組合職員（任期の定めのない職員）採用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。



資 格	
志望理由	
自己 P R	